

第15回特定個人情報保護評価部会議事録

1 日 時：令和4年8月18日(木) 午前10時00分～午前11時00分

2 場 所：千葉中央コミュニティセンター8階 若潮

3 出席者

(1) 委員

井原真吾委員、中村直人委員、本澤陽一委員

(2) 事務局

渡邊市政情報室長、北島主査、君島主任主事、山崎主任主事

(3) 実施機関

(医療政策課)

中嶋担当課長、岸本担当課長、西嶋主査、大西主査、山口主査、山崎主事

(業務改革推進課)

藤埜主査、遠藤主査、荻野主任主事

(情報システム課)

高橋主査、浅野主任主事、横山主事

4 議 事

(1) 部会長及び副部会長の選任

(2) 全項目評価書の市民意見聴取の結果について（予防接種に関する事務）

(3) 全項目評価書の第三者点検について（予防接種に関する事務）

5 議事の概要

(1) 部会長及び副部会長の選任

部会長に井原委員、副部会長に中村委員が選任された。

(2) 全項目評価書の市民意見聴取の結果について（予防接種に関する事務）

全項目評価書の市民意見聴取の結果について、事務局から報告した。

(3) 全項目評価書の第三者点検について（予防接種に関する事務）

全項目評価書の第三者点検について、事務局及び実施機関から説明を受け、意見交換した。

6 会議経過

(渡邊市政情報室長) それでは、定刻となりましたので、ただいまから、千葉市情報公開・個人情報保護審議会第15回特定個人情報保護評価部会を開催させていただきます。

委員の皆様には、大変お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

進行は、私、市政情報室の渡邊が務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

なお、本日の会議は、一部公開の会議として開催しておりますが、傍聴の方はいらっしゃいません。

この後、議事に入ることとなりますが、部会長及び副部会長の選任までの間は、私が仮議長を務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、着座にて失礼させていただきます。

まず、定足数でございますが、本日は部会委員3名、全ての委員の方がご出席をいただいておりますので、千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例施行規則第2条2項において準用する、同条例第6条2項の規定によりまして、本部会は成立しておりますことをご報告いたします。

◆議事(1) 部会長及び副部会長の選任

(渡邊市政情報室長) それでは、議事(1)「部会長及び副部会長の選任」を議題といたします。

部会設置要綱第2条4項の規定により、委員の皆様の互選で部会長及び副部会長を選出させていただくことになっておりますが、いかがいたしましょうか。

本澤委員、お願いします。

(本澤委員) 部会長は、特定個人情報に関する知見をお持ちの井原委員に、副部会長は、技術的知見を踏まえて中村委員がよろしいかと思えます。

(渡邊市政情報室長) ありがとうございます。

ただいま本澤委員からご提案がありまして、井原委員さんに部会長、そして中村委員さ

んに副部会長をというご推薦がございましたが、いかがでしょうか。

(異議なし)

(渡邊市政情報室長) ご異議がないようですので、井原委員さんに部会長を、中村委員さんに副部会長をお願いしたいと存じます。

それでは、これからの議事は、井原部会長さん、どうぞよろしくお願ひいたします。

(井原部会長) それでは、お手元の会議次第に従いまして、議事を進めさせていただきますと思います。

◆議事(2) 全項目評価書の市民意見聴取の結果について(予防接種に関する事務)

(井原部会長) まずは、議事(2)「全項目評価書の市民意見聴取の結果について(予防接種に関する事務)」を議題にしたいと思います。

まず、これについて事務局からご報告をお願いいたします。

(北島主査) 結果の報告に先立ちまして、まずは資料1をご覧ください。

こちらは、特定個人情報保護評価の実施フローでございます。資料の下から2番目、左側の網かけで、「第三者点検」と書かれた項目の一番右側の「評価部会」と書かれた部分が本日の部会となります。

次に、資料の下から3番目、「市民等意見聴取」と書かれた項目の右側に「全項目評価書案市民等意見聴取」とございます。黒塗りの部分です。

1回目の意見聴取として、前回2月の部会でのご意見を踏まえた評価書案の意見聴取を3月に行いました。その後、新型コロナウイルス感染症の予防接種事務において、予防接種証明書のコンビニ交付等を行うこととなったことから、評価書案を修正する必要が生まれました。本来であれば、市民意見聴取前の事前点検を改めて実施するところですが、国の評価書記載例どおりの修正であること、また、接種証明書のコンビニ交付の仕組みが、既存の住民票等のコンビニ交付の仕組みを活用するものであることから、市民意見聴取前の事前点検を省略させていただいております。

当該修正を反映させた2回目の意見聴取として、7月11日から8月10日まで評価書案の意見聴取を行いました。これらの修正の内容については、後ほど所管課よりご説明いたします。

本日の部会では、市民意見聴取の結果を報告するとともに、2月の部会でのご意見や接

種証明書のコンビニ交付の実施等を踏まえて見直しをしました評価書案をご確認いただきまして、9月7日に開催予定の審議会にその結果を報告する流れとなっております。審議会では最終的な内容確認を行っていただき、その後、国の個人情報保護委員会に報告をし、評価書を公表することで、特定個人情報保護評価の実施が完結することとなります。

それでは、市民意見聴取の結果につきまして、資料2をご覧ください。

市民意見聴取につきましては、市政だより及び市ホームページで周知した上で、先ほどご説明したとおり、2回、「3 意見募集方法」に記載の方法により行いました。

その結果ですが、意見の提出はございませんでした。

市民意見聴取の結果の報告については、以上でございます。

(井原部会長) ありがとうございます。

ただいまご報告をいただきましたが、これに関して何か委員の先生方、ご質問、ご意見等はございますか。よろしいですか。

(なし)

(井原部会長) それでは、意見もなかったということなので、次の議題に行きたいと思っております。

◆議事(3) 全項目評価書の第三者点検について(予防接種に関する事務)

(井原部会長) 続きましては、議事(3)「全項目評価書の第三者点検について(予防接種に関する事務)」を議題といたします。

なお、本議題は、千葉市情報公開条例第7条第6号に該当する情報を取扱うことになることから、以後の会議は非公開といたします。ただ、本日は傍聴の方いらっしゃらないということですので、そのまま議事を続けさせていただきます。

まず、実施機関からご説明をお願いいたします。

(中嶋医療政策課担当課長) 医療政策課新型コロナウイルスワクチン接種推進室で担当課長を務めております中嶋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

予防接種に関する事務に係る全項目評価書につきまして、前回開催されました評価部会以降の修正点についてご説明申し上げます。

前回2月に評価部会にてご審議いただきましたが、その後、ワクチン接種記録システム、いわゆるVRSについて、国から2点機能の追加が示されましたことから、今回、概要を

ご説明申し上げたいと思います。

まず1点目ですが、お手元の資料3-1①の国通知をご覧ください。

他市区町村への接種記録の照会において、マイナンバーを用いた一括照会を可能とする機能を加えるもので、本機能の追加によりまして、複数の対象者の接種記録について、一括して照会を行うことが可能となりました。

続きまして、2点目でございますが、お手元の資料3-2①の、同じく国の通知をご覧ください。こちらは、接種証明書のコンビニ交付になります。

マイナンバーカードを利用した、コンビニエンスストア等のキオスク端末から接種証明書を自動交付する機能となります。

以上、2点の機能追加に関する修正の詳細も含めまして、この後、担当から全項目評価書の修正点についてご説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

(西嶋医療政策課主査) 医療政策課の西嶋と申します。よろしくお願いいたします。

お手元の資料4「前回部会報告時からの修正点及び事前質問への回答」に基づいて、全項目評価書の修正点をご説明します。

まず項目が17個あるのですが、最初の項目の1から7は、接種証明書のコンビニ交付機能が追加されたことによるもので、国の記載例に基づいた修正になります。

まず、項目の1つ目ですが、こちらは資料5の評価書の5ページ目、②システムの機能をご覧ください。②システムの機能に、「新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施」という文言を加えました。

続きまして、9ページ目の⑤本人への明示という項目です。修正前にコンビニ交付の内容が記載されていなかったのですが、資料4右側の修正後の下線部分、「予防接種証明書の電子申請を受付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の」という文言を加えました。

続きまして、項目の3つ目です。こちらはコンビニ交付に関する文言を記載に基づいて追記するもので、細かい内容になりますので、まとめて記載しています。修正部分は、9ページ、12ページ、18ページ、19ページ、23ページと多岐にわたっているのですが、追加した文言としましては、右側にありますとおりの内容になっています。

続きまして、項目の4つ目、16ページの①保管場所の一番下をご覧ください。こちらに「(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)」として、「証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととし

ている」と記載いたしました。

続きまして、項目の5番目です。こちらは19ページのリスク2、リスクに対する措置の内容をご覧ください。資料4右側に記載のとおり「証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が更新されることを避ける。」と記載いたしました。

続きまして、項目の6番目です。20ページのリスク4、リスクに対する措置の内容の項目になります。こちらにも新たに国の記載例に基づきまして記載した内容になります。内容としては、資料4右側に記載のとおりになっており、専用回線やL G W A N回線を使って情報漏えいを防止するという内容になっております。

次に、項目の7番目が30ページの⑥技術的対策（具体的な対策の内容）の一番下になります。こちらにもコンビニ交付について、新たに追加した内容となっております。主な内容としましては、キオスク端末等には、申請情報や証明書データを記録しないこととしていること、L G W A N回線を使って情報漏えいを防止する、通信は暗号化を行っていることによって通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている、という内容になっております。

続きまして、項目8から10番、これは、一括照会機能が追加されたことによるもので、同じく国の記載例に基づいた修正となります。

まず、項目の8番目ですが、細かい内容のため、まとめて記載させていただきました。「転出先市区町村」という表記を「他市区町村」と変えています。該当箇所は、9ページ、10ページ、18ページ、25ページの記載の部分になります。

続きまして、項目の9番目、25ページのリスク3、リスクに対する措置の内容をご覧ください。資料4修正前の下線部分を修正後の「個人番号は保管されず」と変更しました。これは、一括照会機能によって照会先の指定が不要になったことによる修正となります。

項目の10番目ですが、25ページの一番下、特定個人情報の提供・移転におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置になります。こちらにも、「転出元」としているのを「他市区町村へ個人番号を提供する場面に限定している。」という内容に修正しています。

続きまして、項目11及び12番は、前回部会において、ご質問やご意見をいただきました項目の修正になります。

まず項目の11番目ですが、取り扱う特定個人情報ファイル名がばらばらであったもの

を「予防接種対象者ファイル」に統一するというものになります。該当する箇所は、7ページのフロー図になります。こちらについては、後ほど改めてご説明いたしますが、該当箇所は備考⑨になります。

次に8ページ一番上の1番を、予防接種対象者ファイルに修正しました。

続きまして、17ページの別添2です。特定個人情報ファイル記録項目とあり、そのすぐ下に、こちらも予防接種対象者ファイルという名称に修正しております。

最後に、18ページ一番上です。ここは、前回、「予防接種情報ファイル」という名称だったのですが、文言を統一しまして、予防接種対象者ファイルに修正しています。

続きまして、項目の12番目、こちらは18ページと26ページになります。18ページの必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容という項目があり、そちらに「シール等」という表現があります。このシール等というのはどういったものですかというご質問をいただいたのですが、それを分かりやすく、より詳細に記載しました。同内容が26ページにも書いてありましたので、表現を統一いたしました。

修正後の内容は、資料4の右、下線部のとおりです。「誤記がないよう予め必要事項（氏名及び特定個人情報を含まない対象者の管理番号）が記載されたシール等を配布している。」というように、記載している内容を予め記載することで、詳しく説明するようにいたしました。

続きまして、項目の13から16番です。こちらは、7ページのフロー図の修正になりますので、まとめてご説明いたします。

まず、7ページをご覧ください。最初の3点、項目13から15番は事前にいただきました質問に対する回答と、それに伴う修正になります。

まず項目13番目ですが、フロー図上段に、「千葉市」と囲われた箇所がありまして、その中に「保健医療・衛生情報システム」という四角があります。その左側に、「①住基連動」とあります。その矢印はどこにあるのかというご質問と、特定個人情報である予防接種対象者ファイルはどこから入手しているのかというご質問をいただきました。

こちら、前回部会時には、このフロー図左側にある他業務システムの下段の「住基システム」から点線矢印が「保健医療・衛生情報システム」に住基連動するという記載だったのですが、部会が終わりまして修正作業中に、この矢印が誤って消えてしまったものを部会の皆様にご提供しておりました。申し訳ありませんでした。

正しくは、住基システムから特定個人情報を入手しているために、①住基連動は実線の

矢印に修正をいたしました。

次に、項目の14番目ですが、千葉市内で他市住民が接種した場合と、市外で千葉市民が接種した場合の接種記録の流れについては、それぞれどうなるのかということと、フロー図にその記載はあるのかというご質問をいただいております。

まず、他市住民を市内で接種した場合の接種記録というのは、千葉市の領域ではなくて、他市町村の領域に記録されますので、そもそも千葉市が情報を取得することはございません。

次に、千葉市民が他市で接種した場合は、協力医療機関から千葉市の領域に接種記録を送信します。

フロー図としては、中段の右から四角の「市民」と、四角で「協力医療機関」、そして「ワクチン接種記録システムVRS」内の千葉市領域への情報の流れが記載されています。

続きまして、項目の15番目ですが、フロー図中段の予防接種台帳システム端末からVRSに引かれた矢印上の「⑨CSVの登録」は、これはバッチ処理なのか、それともUSBなどの媒体を用いる処理なのかというご質問をいただいております。あわせて、「CSVの登録」という表記について、処理方法ではなく業務内容の表記にすべきではないかというご意見をいただいております。

まずCSVの登録方法ですが、予防接種台帳システムから予防接種対象者ファイルのCSVを抽出しまして、保健医療・衛生情報システム内の共有フォルダに一時保管します。次に、VRSのデータ一括登録機能を使いまして、手作業でCSVの登録を行うという業務になっております。

その内容を、フロー図下の備考⑨で、登録業務の内容を少し詳しく記載することとし、前回は、「特定個人情報ファイルCSVを登録」という内容だったのですが、少し詳しく、「予防接種台帳システム端末より出力し、保健医療・衛生情報システムに保管した予防接種対象者ファイル（CSV）をVRSの機能により一括登録」という記載に修正いたしました。

続きまして、項目の16番目になります。こちらは、軽微な修正となりますので5点まとめております。

まず、修正1から3ですが、こちらは項目の11番目でご説明しました「予防接種対象者ファイル」に関連する修正になります。

まず、1つ目、フロー図上段の「千葉市」という四角の領域ですが、こちらの中に「保

健医療・衛生情報システム」があります。修正前は「予防接種台帳システム端末」のみ記載されまして、そこからデータを抜き取るというような表記だったのですが、台帳システム端末の中に「予防接種対象者ファイル」を加えまして、そこからデータを抜き取るという表現に修正いたしました。

2点目ですが、今ご説明しました予防接種対象者ファイルの下、矢印上に「⑨特定個人情報ファイル（CSV）の登録」という記載であったものを、「⑨CSVの登録」に変更いたしました。

3点目ですが、下段備考欄に「⑨特定個人情報ファイル（CSV）」という表現であったものを、「⑨予防接種対象者ファイル（CSV）」に変えました。

続きまして、4点目は国の記載例に基づいて追記したことになります。

フロー図中段の左側に四角く囲った「予防接種証明書の電子交付アプリ」があります。そこに、前は記載していなかったのですが、「⑩アプリで交付申請」「⑪接種証明書を表示」を追記し、その業務内容を下の備考欄に⑩⑪として新たに追記いたしました。

5点目ですが、接種証明書のコンビニ交付機能が追加されたことによる修正になります。先ほどの「電子交付アプリ」の四角の下に「コンビニエンスストア等のキオスク端末」という四角、その四角と「VRS」の間に「地方自治体団体情報システム機構証明書交付センターシステム」という四角、それと「⑬キオスク端末で交付申請」、「⑭接種証明書を交付」、あわせて、下の備考欄に⑬と⑭、これらをそれぞれ追記しました。

最後に、資料4に戻っていただきまして、項目の17番目、文言修正となります。ページは評価書の17ページをご覧ください。こちらの「新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目」の上から7つ目に「接種回」という記載があります。以前は、「接種回（1回目／2回目）」という表記だったのですが、今後は、接種回数を書かずに、ただ「接種回」という文言にするという修正になります。

説明は以上です。ありがとうございました。よろしく申し上げます。

（井原部会長） どうもありがとうございました。

ただいまご説明いただきましたが、今、ご説明いただいた点のみにかかわらず、この全項目評価書全体についてご議論いただきたいと思いますと思いますが、何か、委員の先生方、ご質問、ご意見等ございましたら、よろしく申し上げます。

では、私から、まず1点目は、29ページの⑤物理的対策の真ん中ぐらいです。「事前時申請し承認されていない」という記載になっているのは、「事前に」の誤記ではないか

と思ったのですが、趣旨を確認して訂正をお願いいたします。

(西嶋医療政策課主査) 確認し、修正します。

(井原部会長) あと、私からはもう1点、23ページの特定個人情報ファイルの取扱いの委託のところ、下から4つ目の枠の特定個人情報の提供ルールでは「定めている」になっていて、第三者に取り扱いさせてはいけませんが、例外的に市が認める場合は再委託することができるということが書いてあります。しかし、24ページですと、「再委託はしていない」となっていて、それで「再委託先には特定個人情報の取扱いを認めていない」という記載があるのですけれども、これは結局、契約上は例外を満たせば再委託はできるのだけれども、現在は、再委託はしていませんよという理解でよいですか。

(西嶋医療政策課主査) 個人情報を取り扱うものについては、再委託はできるのですけれども、特定個人情報については、再委託は認めておりません。

(井原部会長) 特定個人情報を取り扱わない限りは、契約上、再委託をすることも可能であるが、現在の受託者は再委託していないという理解でよいということですよ。

(西嶋医療政策課主査) はい。

(井原部会長) 分かりました。

ほかに委員の先生方、ご意見、ご質問ありませんでしょうか。

(本澤委員) 9ページの⑤本人への明示のところなのですが、今回の修正点ではないようなのですが、⑤の枠の中の下から3点目です。「千葉県への転入者について接種者からの同意を得て入手する」という記載があるのですが、これは転入してきた人が転入届か何かを出すときに、わざわざ同意を取ることなのですか。

(中嶋医療政策課担当課長) 他市から千葉市に転入された方については、転入届を出したときに、ワクチンの接種券、再発行を希望する場合に発行申請をいただくために関係書類をお渡ししています。転出・転入届を受けたから自動的に接種券が発行されるのではなくて、手続をした際に、ワクチンの接種記録の発行申請、千葉市での接種券の発行を希望するかどうかの書類をお渡しして、その中に、必要であればマイナンバーの提供に同意していただくという方法で承諾を受けていました。

(本澤委員) そこで何か同意しないと行った場合には、その後の手続は進まないということになるのでしょうか。

(中嶋医療政策課担当課長) ご本人様から、例えば他市町村で接種したことが分かる接種済証と言われるもの、接種した後にシールを貼られるのですが、そういったものの写し

を提供いただくことで、過去の接種記録を本人からご申告いただくことによって、例えば、その方が1回目、2回目、接種しているということが確認できれば、3回目の接種券を千葉市としてお送りします。まだ、1回目、2回目を受けていないのであれば、千葉市としては、1回目、2回目としての接種券をお送りするということになります。

ご本人様からの書類を頂くことによって、確認を取ることはできます。

(本澤委員) 分かりました。

あと、同じところの一番下の黒丸で、今回、コンビニのキオスク端末の話も追加になりましたけれども、「利用規約を表示し」という記載があるのですが、これは、もともとある仕組みなのですか。

(中嶋医療政策課担当課長) もともとの住民票などのコンビニ交付の仕組みと同じです。特段、このワクチン接種証明書のコンビニ交付に伴い、新たな仕組みをつくったということではございません。

(本澤委員) 分かりました。ありがとうございます。

(井原部会長) ありがとうございます。

他によろしいですか。

中村委員は、よろしいですか。

(中村委員) 7ページですが、「CSVの登録」とありますが、CSVというのは、これは業務内容ではないですよ。例えば、「抽出ファイルの登録」ですとか、そのような記載の方がよいと思います。

結局、他のメディアに移さなくて、バッチ処理というか、自動的にいきますよというお話ですよ。ですから、保存される媒体はないという理解でよいですよ。

(西嶋医療政策課主査) 記載の仕方については検討します。

(中村委員) CSVというのは、特定のファイル名を言っているわけでもないですし、形式ですので、あまりよい言葉ではないような気がします。

(西嶋医療政策課主査) 承知しました。

(中村委員) あと1点よろしいですか。

(井原部会長) お願いします。

(中村委員) 22ページの一番下です。また、CSVの話で恐縮なのですが、②のところに、ワクチン接種記録システムからCSVにてダウンロードする接種記録データには個人番号が含まれないとなっていて、個人番号は含まれないから、今回の審議では何

も関係ないのかもしれませんが、このVRSからデータを取り出すことがあるということですか。

これは、千葉市に何か申請をして、接種証明が欲しいよと言うと、紙媒体か何かでするときにやるという意味ですか。どのような意味なのかがよく分からなかったのですが。

(井原部会長) フロー図には全く載っていませんよね。

(中村委員) ないですよ。それは、個人番号を含まないからだと思うのだけれども。

そもそも個人番号を含まないなら、別に記載がなくてもよいような気がします。

(井原部会長) 誤りでは全くないのでしょうけれども、これが一般市民の方が見られることを考えると、突然、フロー図などで全然出てこない業務が出てくるというのは、これは何に使っているのだろうと疑問には思いますよね。

(中嶋医療政策課担当課長) 確認させていただいて、もし必要ないのであれば、削除等の対応をしたいと思います。確認して、皆様にお知らせしたいと思います。

(本澤委員) 個人番号は含まなくても、住民の個人を特定するような情報まで入ったものなのか、もっと何か統計的なものになるのでしょうか。

(西嶋医療政策課主査) おそらく、統計的なものです。例えば、何月何日に、個人は一切特定しないのですが、どこの病院で、何回目のワクチンを何人が打ったとか、そのような情報を毎朝、出しており、おそらくその機能のことではないかと思います。

(中村委員) 例の尼崎の事件から、CSVファイルは非常にキーワードになっていると思います。CSVファイルでの持ち出しですとか、コピーというのは、今、世の中の的には非常に問題になっているわけですから、そこは気をつけていただいた方がよいのではないかなという気がします。

メディアで受け渡してみたいなことが業務委託でやられるとなると、非常に今、そこは皆さん、気になっているところではないかなと思いますので、ぜひ、チェックしていただいた方がよいかなと思います。

関連しての質問なのですが、今回、これについてというよりも、いろんなシステムのバックアップの件が書いてあって、「十分である」というふうに評価されています。バックアップというのは、千葉市の場合は、今回の尼崎のようにデータを持ち出すようなバックアップはやっていないという理解でよいですか。システムの、システム対システムでバックアップを取っているのであって、業者さんがバックアップを持ち出して、どこかに保存するというようなことはしていないという理解でよいですよ。何となく読んで

いて、そのようなバックアップなのだろうなと思ったのですが、ワクチンファイルの話ではなく、どちらかというと業務システム全体の話だと思います。

データは消えたら困るからバックアップは取っているわけですよね。それは、もう自動的に、システム対システムでやっていて、業者さんがバックアップを持ち出してどこかに保存するとかという形ではないのですよね。ということで、十分にされているという、このバックアップのところの評価でよいということですよね。

もう1つは、前回も言ったような気がしますが、7ページの図に「予防接種台帳システム端末」と記載がありますが、この「端末」と書いてある理由は何でしょうか。

悪い取り方をすると、予防接種台帳システム端末の中に予防接種対象者ファイルというのがあるということになると、その端末上に保存されているというように読めてしまいます。例えば、専用のPCがあって、そこに保存されているという意味に取られてしまうと思います。端末ではなくて、システムの方にあるのですよね。そして、端末というのは、1台ではなくて何台もあるのですよね。

(西嶋医療政策課主査) 端末という記載に関しましては、削除させていただきます。

(井原部会長) 他に、ご意見、ご質問ございますか。

私から1つだけ。流れを知りたいだけなのですが、30ページの新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付のところ。新しく追記された文章からすると、マイナンバーカードを持って行って、コンビニに行って申請を出すと、リアルタイムで、地方公共団体情報システム機構証明書交付センターシステムを介してVRSの情報にアクセスして、即時に発行されるということですかね。

(中嶋医療政策課担当課長) そうです。幾つか条件はありますが、その場で発行されます。ただ、時間差はありますので、今日、接種され、そのものを反映したものをというとなかなかそれは厳しいです。マイナンバーカードとコンビニエンスストアに払う印刷手数料代をご用意いただければ、時間内であれば発行できます。

(井原部会長) 即時発行が前提のシステムということなのですよね。

(中嶋医療政策課担当課長) そうです。

(井原部会長) 申請情報や証明書データも一切記録されないという形になっていたの、確認させていただきました。ありがとうございます。

(中嶋医療政策課担当課長) 千葉市では、昨日からコンビニ交付がスタートしたところでございます。全国的にも、おそらく昨日から始まっているということになるかと思いま

す。

(井原部会長) 他に委員の先生方、何かお気づきの点、ご確認したい点ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

(井原部会長) それでは、今回も様々な意見が出ましたので、意見等を踏まえて、細かい修正等含むものとなると思いますが、ご修正等をお願いいたします。

続きまして、審議会への点検結果の報告についての検討に移りたいと思いますので、事務局の方で、報告書などその他、何かございますか。

(北島主査) ただいまお配りしますので、少々お待ちください。

(報告書案の配布)

(北島主査) それでは、ただいまお配りしました報告書の案をご覧ください。

まず、1としまして、審議事項を記載しました。

2として、調査審議の内容を記載しております。内容については、(1)として「全項目評価書(案)を確認した。」、(2)で「部会での意見と意見に対する主な対応状況は、別紙のとおり。」としております。

おめくりいただきまして、別紙をご覧ください。

こちらは、今年の2月に開催しました部会でいただいた意見や質問と、それに対する回答、意見等を踏まえた評価書の修正内容等をまとめたものでございます。

本日、委員の皆様から意見等を伺いましたので、本日の意見を新たに入れ込んだ形で、改めて作成したいと考えております。

次に、報告書案にお戻りいただいて、3としまして、部会の意見を記載しております。

第1段落ですが、前回の住民基本台帳に関する事務の評価再実施に係る審議会からの答申の記載に合わせまして、文末を「現段階では妥当なものと評価できる」としております。

次に、なお書きですが、前回の住民基本台帳に関する事務の評価再実施に係る審議会からの答申案の検討において、委託については、個人情報管理でも重要な部分であり、一般的な注意事項という意味で、このような書きぶりでなお書きを記載したというような経緯がございました。今回の案についても、なお書きはつけた案としております。このなお書きの可否につきましてもご審議いただければと思います。

最後に、4として審議経過を記載しております。

報告書案の説明は以上でございます。

(井原部会長) どうもありがとうございました。

そうすると、ただいまの報告書案、特に、先ほど事務局からもお話あったように、なお書き、前回は委託の部分が議論になったので入れたということであったと思いますが、今回につきましても、同様に、なお書きの3行を加えるかも含めてご議論いただきたいと思います。ご意見等がありましたら、よろしく願いいたします。

(本澤委員) 委託の話が特にクローズアップされたわけではないので、あえて入れる必要はないのではないかなと思います。

(井原部会長) ありがとうございます。

中村委員は、いかがでしょうか。

(中村委員) 先ほども確認させていただいたように、千葉市では、委託先がデータを持ち出すというようなことがないということや、データの管理、アクセスログなどをきちんと取られているということですので、特に今回はなくてもよいのではないかなと私も思います。

(井原部会長) 私も全く同意見です。

それでは、このなお書きは外して、部会の意見としては、その前半3行、現段階では、妥当なものと評価できるという形に基本的にしたいと思うのですが、この部会の意見については、特段、ご意見はございますか。大丈夫でしょうか。

(なし)

(井原部会長) それでは、なお書き以下のところを削除した上で、それ以外は、事務局案どおりということで、この内容で確定ということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

(井原部会長) それでは、議事(3)については、以上とさせていただきたいと思いません。

◆その他

(井原部会長) 続きまして、3、その他として、事務局から何かございますか。

(北島主査) 先ほどの報告書案の別紙についてなのですが、こちらは本日の部会での意見を踏まえて、改めて事務局で作成しまして、委員の皆様を確認した上で、報告書

案とセットで確定とさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、本日の会議の議事録の確定方法でございます。後日、事務局で議事録の案を作成しまして、合わせて非公開とすべき部分を検討し、明示した上で委員の皆様へお送りいたします。そして、ご意見を頂戴いたしたいと思います。

いただいたご意見を基に、修正案を作成いたしますので、その確定については、部会長さんに一任していただく形でお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

(北島主査) ありがとうございます。

事務局からは、以上でございます。

(井原部会長) それでは、議事録の最終確定につきましては、私にご一任いただきますので、よろしくお願いいたします。

別紙の記載の修正についても、先ほどの事務局の説明のとおりとさせていただきたいと思います。

それでは、以上をもちまして、千葉市情報公開・個人情報保護審議会第15回特定個人情報保護評価部会を終了したいと思います。どうも皆さん方、事務局の方、ありがとうございました。

(渡邊市政情報室長) 本日は、慎重にご審議をいただきまして、どうもありがとうございました。今後とも何とぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。